

広島県告示第六百十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定によつて、令和五年広島県告示第千百五十五号で指定した区域の一部について、指定を解除する。

令和七年六月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定を解除する区域の所在地

三次市十日市町字高平一〇一六八番一の一部、一〇一四四番二〇の一部

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の名称

鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置

土壌汚染の除去